

議事内容

(1) 議事録署名者は、春日井市都市計画審議会運営規程第6条の規定に基づき、会長の指名により、1号委員の飯田委員、2号委員の加納委員に決定した。

(2) 付議事項

第1号議案 尾張都市計画生産緑地地区の変更について

【足立農政課長】 (資料に基づき変更内容について説明)

【伊藤委員】 土地区画整理の仮換地指定に伴って、面積が減少しているという理解でよろしいか。

【足立農政課長】 全体で28,000㎡の減、13,000㎡の増のため、合計すると減っていることになる。

【伊藤委員】 同じ面積での入れ替えというイメージがあるが、減るというのは何か理由があるのか。

【足立農政課長】 一般的には減歩があるので、その関係で減っている。

【伊藤委員】 今回の減の中に、道連れ解除は含まれているか。

【足立農政課長】 道連れ解除は含まれていない。

【磯部会長】 区画整理の減歩率はどのくらいか。

【森都市政策課長】 西部第一、第二地区、それぞれ少し差があるが、約3割程度である。実際に宅地・農地など使用されていた形状により減歩率が違ってくる。

【磯部会長】 区画整理を行うと減歩があるため、従前の面積と比べて減るということは、あり得るということで良いか。

【足立農政課長】 その通りである。

【伊藤委員】 約半分くらいの割合で減っているが、減歩以外の理由もあるということか。

【足立農政課長】 通常500㎡以上のものを指定しており、減歩などにより500㎡以下となると、生産緑地の要件を満たさなくなるため、解除するという事案も含まれている。

【磯部会長】 本案件については、3つの理由がある。一つは主たる従事者の死亡・故障によるもの、二つ目に土地区画整理に伴う位置の変更、三つ目に

地積更正を行い、新たに測定した面積で登録するというもの。他に意見がないようなので、原案に意義のない方の挙手を求める。

(全員挙手)

【磯 部 会 長】 全員挙手であり、原案に異議ないものとして決定し、その旨を春日井市長に答申することとする。

第2号議案 尾張都市計画高度利用地区の変更について

【森都市政策課長】 (資料に基づき変更内容について説明)

【磯 部 会 長】 意見がないようなので、原案に意義のない方の挙手を求める。

(全員挙手)

【磯 部 会 長】 全員挙手であり、原案に異議ないものとして決定し、その旨を春日井市長に答申することとする。

(3) 諮問事項

春日井市都市計画マスタープラン(案)について

【森都市政策課長】 (資料に基づき諮問事項について説明)

【磯 部 会 長】 本都市計画マスタープランは、パブリックコメントも終わり、いよいよ最終的なまとめに入っていく段階である。春日井市総合計画を初め、いろいろな計画との整合性をしっかりと図っていき、今後の都市計画審議会においても、本都市計画マスタープランに基づいて、いろいろと審議を進めていくことになると思う。

【下 畑 委 員】 都市計画マスタープランの中で、年2回ほど地域懇談会が行われたが、今後どのような計画で行っていくのか。

【森都市政策課長】 地域懇談会については、本都市計画マスタープランを見直す際に、2回開催したが、今後継続的な開催は考えていない。10年前、現行の都市計画マスタープランを整備する際にも、同じような形で開催している。

【下 畑 会 長】 この間、区長町内会連合会の検討会があり、副会長の方々との話の中で、我々が街をこういう風にしてほしいという気持ちだが、どこまで入り込んで、どこまで実現されていくのかという声があった。市

民にとって一番興味があるのは、国道 19 号沿いでリヴィンを工事しているが、将来どうなるのか、例えばそういったことであると思う。

【磯 部 会 長】 都市計画マスタープランは 10 年に 1 回の大きな改定であり、地域懇談会については特別に行ったということもあると思うが、もっと短い期間で、いろいろな話題について、そういう意見交換の場ができるといいと思う。他の地区に関してもいろいろと課題があると思うので、そういう意見は必要だと思う。それでは、他に意見がないようなので、諮問事項として、審議会から原案には意見なしとしてよろしいか。

(全員異議なし)

【磯 部 会 長】 それでは、意見ない旨を春日井市長に答申することとする。

午後 3 時 40 分閉会